

令和3年度いわて外国人観光客バスツアー造成支援事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、いわて観光キャンペーン推進協議会（以下「本協議会」という。）が外国人観光客の誘客を促進するため、岩手県内を旅行する旅行商品を企画、販売及び催行する者に対して、その旅行商品の造成に係る経費の一部を助成することにより、本県への外国人観光客の誘客拡大を図ることを目的に、予算の範囲内で助成金を交付する外国人観光客バスツアー造成支援事業について必要な事項を定めるものとする。

(助成金交付対象者)

第2条 本助成の対象事業者は、日本国内の事業者にあつては旅行業法（昭和27年法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定に基づく登録を受けた者とし、日本国外の事業者にあつては現地関係法令等に定める登録を受けた者（以下「助成金交付対象者」という。）とする。

(助成対象となる旅行商品及び交付額等)

第3条 本協議会は、助成金交付対象者が、次の(1)から(5)までに掲げる条件を全て満たす旅行商品を企画、販売及び催行する場合に、当該旅行商品造成に要する経費の一部に対して予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 催行期間が令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間であること。
- (2) 岩手県内の宿泊施設に2泊以上するものであること。
- (3) 岩手県内に事業所を有するバス事業者のバスを借り上げるものであること。
- (4) 対象が訪日外国人旅行客(日本国以外の旅券を有し、「短期滞在」に該当する在留資格を有する者)であること。
- (5) いわて花巻空港を利用して入国又は出国することについて、県、市町村、県の関係する機関又はその他公共的団体の助成金等の交付を受けていないこと。

2 本助成金の対象市場、交付額及び上限額は、次のとおりとする。

- ① 対象市場：台湾市場及び中国市場を除く市場
- ② 交付額：貸切バス1台につき 30,000円（上限額 1事業者あたり 300,000円）

3 助成金交付対象者が日本国外の事業者である場合は、当該事業者が指名する次の(1)から(3)までに掲げる事業者に助成金を支払うものとする。

- (1) 岩手県内の観光事業者 岩手県内において観光に係る事業を営む者をいう。
- (2) 岩手県内の交通事業者 岩手県内において日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める大分類H—運輸業、郵便業に該当する事業のうち、旅客の運送に係る事業を営む者をいう。
- (3) 岩手県内の宿泊事業者 岩手県内において旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

(交付申請及び交付の決定)

第4条 助成金交付対象者のうち本助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を添えて、当該旅行商品の出発日から起算して2か月前から10日前までに本協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。ただし、会長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 旅行行程表及び企画書（旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金及びその他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面）

(2) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の申請が適当と認めるときは、申請者にその旨を通知するものとし、当該通知は、助成金交付内定通知書（様式第2号）によるものとする。ただし、当該通知は、同通知書に記載の助成予定額全額の交付を約するものではない。

(変更申請)

第5条 申請者は、当該旅行商品の内容を変更、中止又は取り下げる場合は、速やかに変更（中止・取下げ）承認申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 前項の決定の通知については、変更（中止・取下げ）承認申請決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(実績報告及び請求書の提出)

第6条 申請者は、当該旅行商品の催行後、速やかに事業実績報告書（様式第5号）及び助成金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、会長あて提出しなければならない。ただし、(5)については、日本国外の事業者に限る。

(1) 最終の旅行行程表

(2) 貸切バス利用証明書（様式第7号）

(3) 宿泊証明書（様式第8号）

(4) ツアー参加者の国籍、名前、性別を記載したツアー参加者名簿（任意様式）

(5) 委任状（様式第9号）

(6) 振込口座の銀行名、支店名、普通当座の別、口座番号、名義人（フリガナ）が分かる部分の通帳の写し

(7) その他会長が必要と認める書類

(助成金の決定)

第7条 会長は、前条の実績報告を受けた場合は、その書類の審査を行い、助成金の額を確定し、助成金交付決定通知書（様式第10号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(書類の整備)

第8条 申請者は、助成事業に係る経理を明らかにした書類を整備し、当該助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(交付決定の取消)

第9条 会長は、助成金の交付決定後に、申請及び報告内容に虚偽が認められ不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。既に助成金が支払われている場合は、申請者は取消しに係る助成金を速やかに返還しなければならないものとする。

(事業の終了)

第10条 助成金の交付決定額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の助成金から適用する。